



ふたば 広報

3月 '80 No.216

4月2日オープン

中央図書館と 郷土資料室

市民の念願でありました福生市立中央図書館は、四月二日にオープンします。所在地は熊川八五〇番地の一。場所は市立第一中学校と市民会館の間に位置し、牛浜駅東口から徒歩五分の所です。

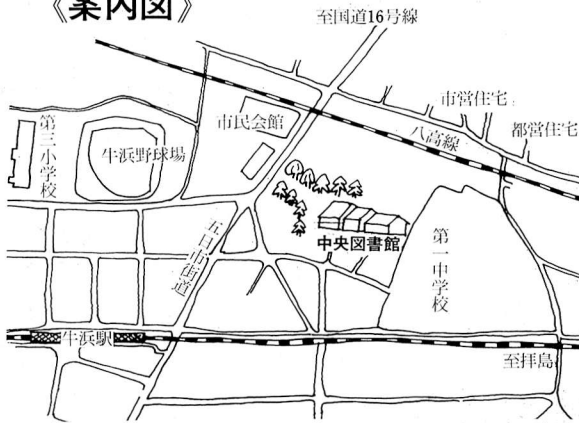
建物の総工費は約九億円。規模は鉄筋二階建、延面積は三千二百二十五平方メートルで、内四百四十五平方メートルが郷土資料室となっています。特色は、一階にすべての機能を集中させており、本の貸出し、閲覧、相談、調査、児童サービス、郷土資料室の利用が受けられます。二階は会議室、研修室、事務室、書庫などとなっており、館内は車いすや、うば車での利用が出来るようになっていきます。図書の収容冊数は十五万冊ですが、当初は約八万冊でスタートします。このほか、レコード、テープなども揃えてあります。

郷土資料室は、福生の成り立ちと人びとの歩みを紹介する考古資料、古文書、民俗資料と多摩川の自然や生態を再現するジオラマなどが展示されています。

中央図書館の周囲は、武蔵野の雑木林をそのまま生かした熊川緑地（文化の森と呼んでください）として、四季おりおりの自然を楽しめる公園となっております。

この緑に囲まれた環境の中

《案内図》



で中央図書館（郷土資料室）は、市民の文化の中心として、誰もが気軽に利用できる施設として運営されます。みなさんご利用ください。

中央図書館のオープンに伴い、ながらく市民のみなさんに利用していた、福祉会館内の福生図書館は閉館され、蔵書やすべての機能が、中央図書館に移転されました。市民のみなさんご利用、ありがとうございます。

なお、わかぎり、わかたけの各分館は、中央図書館の分館として、今までどおり運営されます。みなさんご利用をお待ちしています。



中央図書館全景



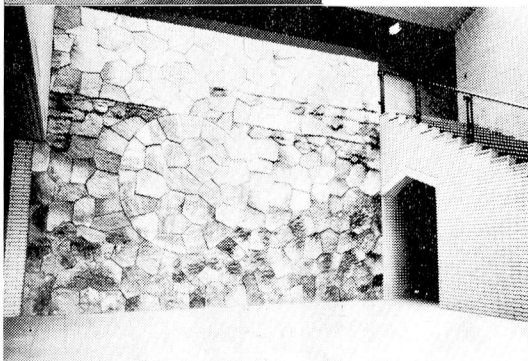
▲児童室



◀レファレンスルーム
(調査・研究室)

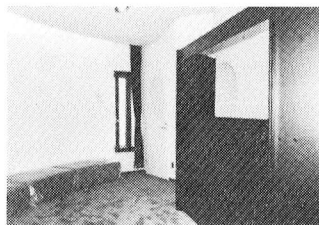


▲車いすで利用できるように通路を広くとった開架室



◀陶壁画(岡野法世作)

▶おはなし室



図書館の利用

分館からの中央図書館の利用

さがしている本が分館にない場合でも中央図書館にあれば、分館を通して借りることができます。これを図書館ネットワークといいますが、同様な方法で近隣の図書館や都立、国会図書館の本を借りることもできます。

視聴覚資料の利用

レコードおよびテープも利用できますが、当面は館内利用に限られます。ただし、語学テープ、目の不自由な方のテープ資料、八ミリと十六ミリ映写機、スライド映写機は貸出します。

利用の方法

福生市に住んでいるか、通勤、通学をされている方なら、誰でも無料で利用できます。初めてのの方は、登録票に記入すればすぐ借りることができます。

開館時間 午前十時～午後五時

(休館日は、毎週火曜日と年末年始、祝日、毎月第三木曜日)

電話 53-3111



みなさんおいでください

郷土資料室へ

市立中央図書館と共に建設中であった郷土資料室は、四月二日にオープンします。

郷土資料室は、遠い祖先から受け継いだ生活の営みや自然、風土などの文化遺産を生活の中で現代に生かし、さらに未来へ伝えることを目的としています。

郷土資料室の事業

郷土資料の収集、整理、保管などのほかに、市民の文化創造の場として、また、郷土の理解、文化遺産の伝承の場として必要なさまざまな事業を行います。

○福生市文化財総合調査の実施

○講演・学習・観察会などの開催

これらの行事は、原則として誰でも自由に参加できます。

収蔵資料

福生市を理解する上で、欠くことのできない人文科学、自然科学資料を収蔵します。

○自然科学の分野―植物、脊椎動物、魚類、昆虫、貝類、化石、岩石、各種文献、スライド、写真など。

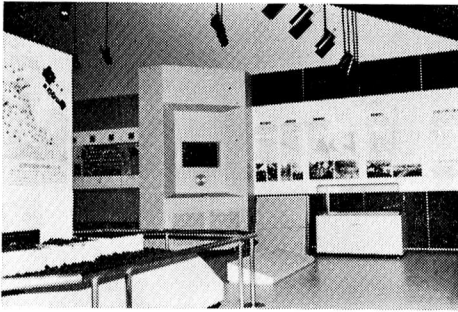
○人文科学の分野―考古資料、民俗資料、歴史資料、各種文献、スライド録音テープ、写真など。

展示

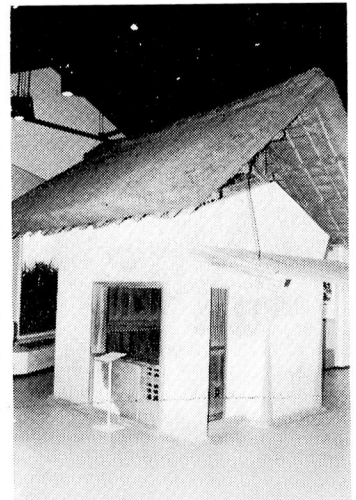
『福生の成りたちと人びとの歩み』を理解するのに必要な人文・自然科学の分野の研究の成果を、時間的流れと空間を総合して展示します。

開館日・時間など

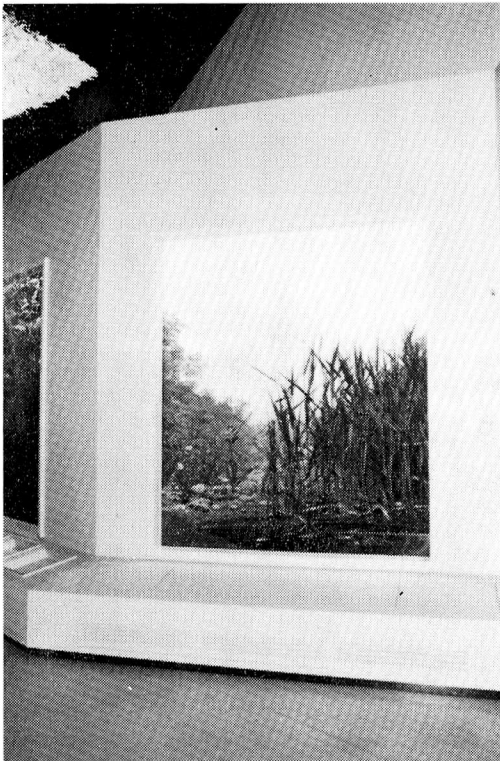
中央図書館と同じです。



▲開館が待ち遠しい展示室

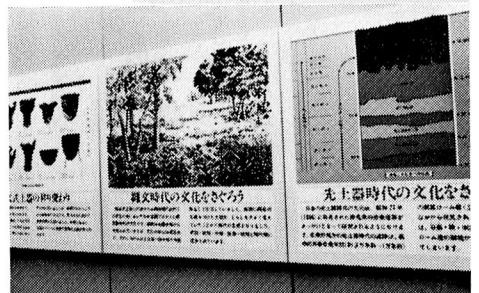


▶復元された膳椀倉(ぜんわんぐら)



◀多摩川の自然と生態を展示するジオラマ

解説パネル



羽村町との境界変更に伴う

町名変更など各種手続きについて

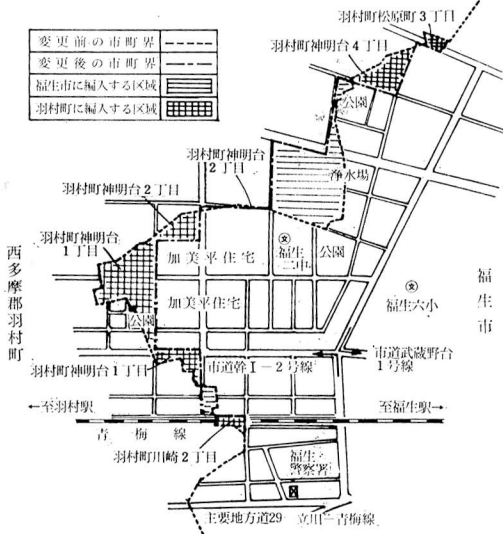
町名変更

既に昭和五十四年十月号の広報でお知らせしましたとおり、羽村町との境界変更については、昨年十二月の定例都議会で議決され、近く自治大臣の告示をまつて本年四月一日より正式に変更が決定されます。

それに伴い、羽村町に変更される区域の町名が次のようになります。

変更区域内の居住者及び土地、家屋所有者には、近日中に変更後の新しい所在、地番と住民登録、国民健康保険などの登録手続きをお知らせいたします。

変更前の町名	変更後の町名
福生市 神明台二丁目	羽村町 神明台二丁目
福生市 神明台二丁目	羽村町 神明台二丁目
福生市 松原町三丁目	羽村町 松原町三丁目
福生市 川崎二丁目	羽村町 川崎二丁目



4月1日から
上図のように境界変更



市制10周年記念

「福生市民のつどい」終わる

二月八日から二十一日まで、市制10周年記念として行なわれた「福生市民のつどい」は、約三千六百人の参加者で無事終了した。

これは、福生市・福生市教育委員会そしてNHKの主催で十種類の催し物を実施しました。その中で、二月九日に市民体育館で行なわれた「みんなあつまれ/子どものつどい」(写真)では、市内の幼稚園児、保育園児と母親三百組が体操や歌をうたって楽しみました。

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出には職業の記入を

厚 生 省

昭和五十五年四月一日から、昭和五十六年三月三十一日までの間に、出生・死亡・死産があつて届け出られる方と、この期間に婚姻・離婚の届けをされる方は、届書に「職業」、死亡については「産業」も記入していただくことになっております。

厚生省では、届書に書かれた内容をもとに、人口動態統計を作っています。この人口動態統計は、国勢調査の結果とともに、わが国の人口に関する基礎的な資料として広く利用されています。

昭和五十五年度は、さらに、職業・産業についても調査し、国勢調査の職業・産業別人口をもとに、出生・死亡・死産・婚姻・離婚といった人口動態事象が、職業によつてどのような差異があるのかを明らかにするため、人口動態職業・産業別統計を作成します。届け出に使う「届書」は、市役所に備えてあり、定められた事項を記入したうえで提出します。とくに、職業・産業の書き方については、「出生届・死亡届・死産届・婚姻届・離婚届をされる方」にお願いが、窓口にあります。これらを参照のうえ、正しく書いて提出してください。

くわしくは市役所一階戸籍係(☎1511内線26475)へ。

高齢者事業団からお知らせ



昨年十一月に発足した事業団は、市や民間事業所、一般家庭から仕事を請負い、現在までに約四百万円の仕事を請負い、寒さの中、元気に活動しております。定期的に植木のせん定、大工仕事、襖張りが主に多く、その次にお手伝いさん、作業現場の片付け、草刈り、運転手等の仕事を請負っております。

仕事を発注するには

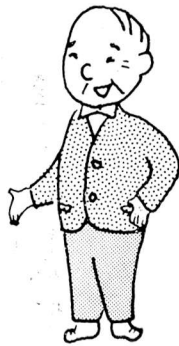
事務局（福祉会館二階 ☎5313261）に電話くださるか、直接お越しください。事務局職員が、仕事の内容、労働条件、人数などをお聞きし、そのあと、就労を希望する会員に紹介、人数等をきめ、見積りをし、契約書を交わし、会員が納得した上で、仕事を行います。



▲大工仕事

専門の職人さん（大工・植木職・塗装）の場合、日当七千円、襖張りは表のみ材工共で、千三百五十円〜千八百円、その他の仕事については、時間給の場合が多く、四百円〜六百円です。（仕事の内容、仕事の時間帯等を考慮してきめます）

仕事別の会員の件数



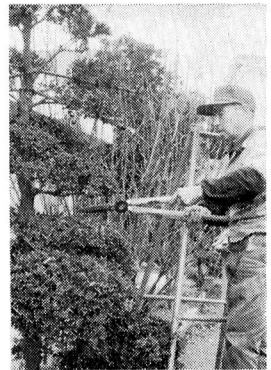
▲フェンス作り

▶ 植木仕事

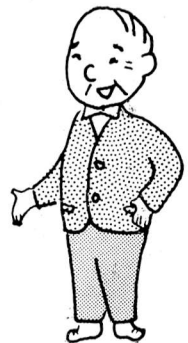
事業団へ仕事を

出してください

現在の会員数は、約二百人おり植木のせん定、大工仕事、家の内外の塗装、襖張り、会社の内職的な仕事、草取り等、出来るものは何でも引受けて仕事をいたしますので、事務局までお電話ください。



完了した仕事例と実績



事業団発足後、三か月が経過し、冬の寒さの中、会員の皆さんが、毎日元気よくいろいろな仕事に従事しております。

◎ 一月の実績報告

現在会員数 一九七人
契約金額 九十四万円
公共・民間の割合 二十パーセント 対八十パーセント

仕事の内容 大工（五件） 植木（三件） お手伝い（三件） 清掃（三件） 襖張り（二件） タタミの表替え（二件） 雑役（二件） その他植木のせん定、垣根作成、車庫の修理、ベランダ修理、棚作り、家屋修繕、運転手、部屋内外の塗装、留守番、草刈り、チラシくぱり、障子張り、交通量調査、子守り、建設現場の片付け、表彰書き、あて名書き、高齢者の話相手、小包配達、洗濯、炊事、年賀状書き等をおこないました。

会員就労率 三十パーセント

※事業所、一般家庭で高齢者向きの仕事がありましたら、事務局（☎5313261）へお電話ください。

国民健康保険 保険料制度から 保険税制度に変わります

昭和五十五年度から国民健康保険料制度が国民健康保険税制度に変わります。

国民健康保険事業は、国と東京都からの補助金と被保険者の皆さんから納めていただく保険料で事業運営がなされています。特に保険料につきましては、国民健康保険財政の歳入の中心をなす重要な財源となっています。

しかし、近年未納保険料は年々増加し、現行の保険料制度では、その徴収確保を図ることが非常に困難な状況にあります。

このため、未納保険料の徴収確保を図るため保険税制度に改正いたしますので、ご理解くださるようお願いいたします。

◎納期……現在の納期は毎月末と定められていますが、昭和五十五年度は次のとおりです。

- 仮算定分
- 第一期 五月一日～五月三十一日
- 第二期 六月二日～六月三十日
- 第三期 八月一日～九月一日



本算定分

- 第四期 十月一日～十月三十一日
- 第五期 十二月一日～十二月二十七日
- 第六期 二月二日～二月二十八日

◎報奨金……市税（市民税・固定資産税・都市計画税）については、地方税法の規定によって納期前に納付した場合には前納報奨金が交付されますが、国民健康保険税においては地方税法に規定がないため、前納報奨金は交付されません。

◎延滞金……上記納期限内に納入がない場合は、延滞金が徴収されます。

延滞金の額は、納期限の翌月から一か月までの期間については年七・三パーセント、それ以後は年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額が延滞金として徴収されます。なお、一期税額が二千円未満の場合は徴収されません。

昭和五十五年度国民健康保険納税通知書（仮算定分）は五月初旬に郵送いたします。

熊川神社 本殿

＝都文化財に指定＝

市指定有形文化財であった熊川神社本殿附棟札三枚が、二月二十日に都指定有形文化財として都教育委員会より決定されました。

熊川神社本殿（福生市熊川六六〇）は、市内最古の木造建築物（慶長二年・一五九七年）と推定される見世棚造りの本殿です。

都の指定によって、市の指定は解除されました。（昭和五十五年三月三日付、市教育委員会告示第一号）
現在、市の指定文化財は十一件十二点です。



▲熊川神社本殿

国民年金だより

特例納付

締め切りが

まちかです

国民年金のかけ金で古い納め忘れの分や、加入しなければならなかった期間のかけ金が、特例として納められるようになっていきましたが、六月末で終了します。期限近くになりますと窓口が大変混み合いますから、申し出やご相談はなるべく早めにおいでください。

六月を過ぎますとかけ金が納められなくなり、あなたの年金権もとりもどせなくなってしまうます。将来、年金が受けられるかどうか、もう一度チェックしてください。今ならまだ間に合いますので、不安な方、あきらめていた方、至急年金係までご相談ください。☎51-1511内線314

第四期分のかけ金

3月末日までに

三月は国民年金かけ金の第四期分（一月〜三月分）の納期です。また、昭和五十四年度の最終納期ですので、未納分がありましたらいっしょに納めて整理してください。



新しい納入通知書

4月10日ごろまでに送付

昭和五十五年度の国民年金かけ金の納入通知書は、4月10日ごろまでにお送りします。

今年から事務の一部を電算処理する関係で、いままでの納入通知書と、印刷と形式が変わりました。あて名もカタカナになっていきますから、読み方に誤りがありましたら納入通知書第一期分の裏面に、正しいよみ方を記入してください。

納入については、お近くの金融機関で取り扱っています。

かけ金も年々あがりますから、一期でも未納にするとかけ金がかさんで、納めるのが大変になります。納期を守ってきちんと納入してください。みなさんの中に最終納期に一括納入される方がおいでになります。たとえば、

未納にしていた期間に障害年金や母子年金を請求する事態が生じた場合、納付要件が満たされていないために請求できなかったということがあります。ですから一括納入する場合は、年度のはじめに、前納することをおすすめします。前納した場合は割り引きがありますから、その方がお得ですし、安心です。

なお忙しくて、つい納めるのを忘れがちな方、納めにいくのがおっくうだとおっしゃる方には、便利な口座振替をおすすめします。お近くの金融機関で手続きをしてください。

青少年協だより

子供の非行化

三月は一年で一番危険

三月は、期末テストの解放などから、集団で万引きしたり、教育ママに反発して家出するなど青少年たちにとっても、家庭にとっても悩みや問題の多い季節です。

市民のみなさんもわが子や周囲の青少年に関心の目をむけ、温い指導で、青少年を非行から守りましょう。

家出はみんなを不幸にする

三月から四月にかけては、家出のシーズンです。家出したため、犯罪を起したり、犯罪の被害にあった少年

が後を絶ちません。日ごろから親子が何でも話し合える家庭作りを忘れないようにしましょう。

万引きは犯罪です

遊び型の非行で一番多いのが万引きです。小さな万引きがやがて大きな犯罪につながります。買ひ与えた覚えのない物を隠し持っていないか、必要以外にデパートやスーパーなどへ出入りしていないかなど子供の行動や持ち物に十分注意しましょう。

シンナー等の乱用は死をまねく

シンナーやトルエンは恐ろしい毒性があります。理性などがマヒし犯罪や事故を起こします。慢性中毒から廃人になったり死亡した少年もいます。日ごろからシンナーやトルエンの恐ろしさや法令で罰せられることなど、よく教えおきましょう。



松林会館だより

市民名画劇場

幸福の黄色いハンカチ

第一回日本アカデミー賞など数々の映画各賞に輝く山田洋次監督作品。出演は、高倉健、武田鉄矢、桃井かおりほか。

日時・場所

三月二十九日(土) 松林会館

午後七時から

三月三十日(日) 市民会館

一回目 午前十時三十分から

二回目 午後二時から

定員 松林会館(先着九十人) 市民会館(各回とも先着二百六十人)

入場 無料(ただし、小学生以下は保護者同伴でなければ入場できません)。

主催 市民会館 ☎52-1711

「親子で作ろう

伝統玩具(はりこ)」



紙とねん土と根気さえあれば、どんな形のおもちゃだって作れます。電動おもちゃにない手作りの暖かさに、親子でふれてみませんか。

日時 三月二十二、二十四、二十七、二十九日 午後二時~四時 全四回

場所 松林会館 講師 木住野利明氏 (伝統玩具製作家) 対象 小学生のお子さんとお母さん(お父さん) 定員 先着三十人(十五組) 材料費 三百円程度 申込先 三月二十日から松林会館へ。☎52-3624

松林ホームシアター

ピッピシリーズ第2弾

『ピッピの新しい冒険』

日時 三月二十二日(土) 午後二時
四時(二回上映) 会場 松林会館
定員 各回とも先着九十人 お問い合わせ 松林会館へ。☎52-3624
※大人から子どもまで、ともに楽しめる作品です。お気軽においで下さい。

子どもの

やさしい科学教室

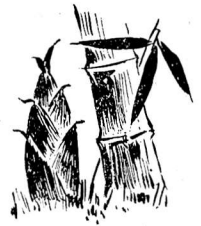
小学三年生以上の子どもを対象とした、やさしい科学教室です。テーマは電気、空気、天体など(材料費は実費千円程度もらう場合もあります)。
日時 三月二十六日(水)~三十日(日) 全五回 午後一時三十分~四時まで 定員 先着三十分(ただし三年生は十人まで) 申込先 三月二十日から松林会館へ。☎52-3624



ご利用ください

牛浜・田園野球場と

南公園テニスコート



球場名	使用料 (1時間につき)	設備 間使用料 (1時間につき)	備料 き
牛浜野球場	1,000円	3,000円	
加美平野球場	300円		
田園野球場	300円		

老人医療は 本当に無料？



おじいちゃん、おばあちゃん、病気になったら安心してお医者さんでなおしてください。お年寄りの方は窓口でお金を支払わなくてもお医者さんにかかれます。でも、誤解しないでください。その医療費の大部分は、国保被保険者の皆さんが保険料を出しあっている国保で支払っているのです。

お年寄りの医療費は、大変大きな額になっています。福生市の国保における昭和五十三年のお年寄りの医療費は一人当たり平均で、年間二十一万五千三百八十八円です。

これは、お年寄り以外の人の約四、五倍にあたり、国保全体の費用の約二十六パーセントがお年寄りの医療費になっています。お年寄りの人口は、これからますます増えていく見込みです。

それに応じて、増え続ける医療費をどうやって保険で賄っていくかが、将来にかけての大きな課題となっています。

お気軽に御利用ください

国民年金

表示登記

相談を開設

毎月行われている無料法律相談などの市民相談の中に、四月から国民年金相談・表示登記相談を新設することになりました。この相談は、市の職員や専門の相談員がそれぞれの相談内容に応じて、問題解決のための助言や指導を行うものです。

国民年金相談

春、秋の街頭年金相談に加えて国民年金に関する一切の相談を毎月市役所内市民相談室でお聞きすることになりました。どうぞご利用ください。

▽相談日 毎月第二・第四木曜日

▽時間 午前九時から午後四時まで

▽会場 市民相談室

※問い合わせは保険年金課年金係(☎5115111内線314・315)へ。

表示登記相談

あなたの大切な財産である土地・建

物の表示登記に関する手続上のこと、(建物新築したとき、建物の所在、又は種類・構造及び床面積に変更が生じたとき、地目、地積面積に変更が生じたとき、土地、建物が滅失したとき)その他境界問題などのこと。

▽相談日 毎月第一木曜日(祭日の場合は第二木曜日)

▽時間 午後一時から四時まで

▽会場 市民相談室

▽相談者 土地家屋調査士2名

※問い合わせは企画財政課広報広聴係(☎5115111内線214・215)まで。



表紙は語る



市内の小・中学校でも、学級閉鎖するほどカゼがはやっています。春分の日も近いのに、外はまだ寒い日が多いですね。そんなある日、犬の散歩をしている元気な女の子を見つけました。この柳山公園のさくららは四月の中頃には真白な花につつまれます。木々のつぼみや新芽が目だつ柳山公園のナップでした。

福生市会長杯

軟式庭球大会

日時 四月十三日(日) 午前八時三十分(雨天順延四月二十日) 場所 武蔵野台テニスコート

種目 一般男子 一般女子 試合形式 トーナメント方式 個人戦 参加費 一チーム(五百円) 当日会場受付 問い合わせ 申込先 三月三十一日までに市民体育館(☎5215511) または林賢治(☎511650)へ。

主催 軟式庭球連盟 後援 教育委員会

光と影のハーモニー

影絵小劇場

南の暖い風が春を運んでやってきました。重いコートを脱いで、市民会館へいらっしやいませんか? オリジナル民話を中心にした影と光のファンタジックな世界が、あなたをお待ちしています。

日時 三月二十二日(土)

開場午後一時三十分 開演二時

場所 市民会館 小ホール

定風 先着二百六十人

入場料 無料

プログラム 虹の村・天狗とジェット

機・白へびのおくりもの 他

機・白へびのおくりもの 他



主催 サークルななよん
お問い合わせ 星野完司(☎5112992) か市民会館(☎5211711)へ。

電話の移転はお早めに!

三・四・五月は電話の移転が多く、電話局は大変混み合っています。この間は、工事遅れがちとなりますので、電話の移転などの日取りが決まりましたら、申込みはお早目にどうぞ。

土曜日(午前九時~正午)は混み合いますので平日(午前九時~午後四時)の早い時間帯をご利用ください。お問い合わせは、福生電報電話局営業課へ。☎5112911(着信無料)

結婚のお祝い電報は お早めに

電報は配達日の三日前までにうちますと百五十円割引になります。大安日と金・土曜日の「115」は大変混み合います。なるべく他の日をご利用ください。早くから式の日取りがわかっているときは、十日前から「配達日指定」無料」でうつことが出来ます。